

議案第19号

天理市民会館条例の一部改正について

天理市民会館条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月5日提出

天理市長 南 佳 策

天理市民会館条例の一部を改正する条例

天理市民会館条例（昭和42年3月天理市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第7条中「別表」を「別表第1から別表第3まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第5条、第7条関係）

天理市民会館施設使用料

（単位円）

区分			9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00	超過料金 (1時間につき)
ホ ー ル	入場料等を徴 収しない場合	平日	11,000	16,000	19,000	30,000	38,000	54,000	4,000
		日曜日 土曜日	14,000	20,000	24,000	38,000	48,000	68,000	5,000
	入場料等を徴 収する場合	平日	22,000	32,000	38,000	60,000	76,000	108,000	7,500
		日曜日・土曜日	28,000	40,000	48,000	76,000	96,000	136,000	9,500
楽屋（大）			2,500	3,000	3,000	5,500	6,000	8,500	800
楽屋（小）			1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500
化粧室			1,000	1,500	1,500	2,500	3,000	4,000	300
大会議室			3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000	1,000
中会議室（1・2・3・4）			1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500
小会議室（1・2・3）			1,000	1,500	1,500	2,500	3,000	4,000	300
和室（1・2・3・4）			1,000	1,500	1,500	2,500	3,000	4,000	300
託児室			1,000	1,500	1,500	2,500	3,000	4,000	300
冷 暖 房	ホール		1時間につき 3,000						
	その他の施設		無料						

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (4) その他これらに準ずる場合

別表第2（第5条、第7条関係）

ホール設備等使用料

（単位円）

品名		4時間以内	超過料金 (1時間につき)
舞台設備	指揮者台	300	100
	指揮者用譜面台	200	100
	譜面台 1台	100	50
	花瓶	300	100
	講演用机	500	200
	司会者台	200	100
	音響板	5,000	2,000
	山台 1台	300	100
	屏風 1双	300	100
音響設備	拡声装置(マイク2本付)	4,000	1,500
	コンデンサーマイク 1本	1,000	400
	ダイナミックマイク 1本	500	200
	ワイヤレスマイク 1本	600	200
	ステレオマイク 1本	1,000	400
	マイクスタンド(床上型) 1本	200	100
	マイクスタンド(卓上型) 1本	200	100
	マイクスタンド(ブーム型) 1本	300	100
	3点吊りマイク装置(マイク別)	1,000	300
	エレベーターマイク(マイク付) 1台	1,200	500
	レコードプレーヤー 1台	800	300
	カセットデッキ 1台	600	200
	オープンデッキ 1台	1,000	300
	CDプレーヤー 1台	600	200
	MDレコーダー 1台	600	200
	DATレコーダー 1台	600	200
	はね返りスピーカー 一式	500	200
	ステージスピーカー 一式	1,000	300
		フットライト	800
第1ボーダーライト		500	200
第2ボーダーライト		500	200
アッパーホリゾンライト		1,200	400
ロアーホリゾンライト		600	200
2Fフロントライト		800	300
3Fフロントライト		800	300
シーリングスポットライト 一式		2,000	700
PFD吊り込みスポットライト 1台		200	100

照明 設備	客席吊り込みスポットライト	1,000	400
	スポットライト 1 k w 1台	200	100
	スポットライト 5 0 0 W 1台	150	80
	ピンスポットライト クセノン 2 k w 1台	2,000	800
	ピンスポットライト ハロゲン 1 k w 1台	1,000	400
	ピンスポットライト ハロゲン 6 5 0 W 1台	800	300
	ミラーボール 1台	600	200
	エフェクトマシン 1台	600	200
	先玉 1個	100	50
	オーロラマシン 1台	600	200
	スモークマシン 1台	2,000	800
	ストロボ 一式	1,200	400
	スタンド 1台	100	50
	オートカラーチェンジ 一式	800	300
映写 設備	1 6 mm 映写機 スクリーン共	2,000	700
	映写用スクリーン	1,000	400
	オーバーヘッドプロジェクター 1台	600	200
	液晶プロジェクター 1台	1,500	300
	スライドプロジェクター 1台	1,000	300
	移動用スクリーン 1台	300	100
そ の 他	グランドピアノ	5,000	1,200
	エレクトーン	2,000	600
	展示パネル 1台	100	-
	持ち込み器具 1 k wにつき	150	80

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 1 k w未満は、1 k wとみなす。

別表第3（第5条、第7条関係）

会議室等貸出設備使用料

（単位円）

品名	4時間以内	超過料金 (1時間につき)
大会議室音響設備 一式	1,500	300
液晶プロジェクター 1台	1,500	300
ピアノ 1台	1,000	400
B Dレコーダー 1台	800	200
C Dラジカセ 1台	500	200

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の天理市民会館条例別表第1から別表第3までの規定中使用料に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可を受けたものの使用料について適用し、同日前に使用許可を受けたものの使用料については、なお従前の例による。